



平成30年(ワ)第164号, 第185号 損害賠償請求事件

原告 片倉一美ほか32名

被告 国

証拠説明書(1)

平成30年11月28日

水戸地方裁判所下妻支部合議係 御中

被告指定代理人

高 洲 昌 弘

川 端 裕 子

佐々木 亮

渡 邊 千 夏

関 川 卓 史

高 辻 僚 太

益 子 浩 志

志 賀 富士夫

石 井 建 吉

倉 持 高 志

佐 藤 寿 延

青 野 正 志

藤 田 正

石川喜則
福島信之
中野昌一
高橋俊三
栗原寬
柏木大輔
小川瞬
池田大介
小淵康正
金子隆信
小澤太郎
内堀寿美男
大須栄一
関島卓也
青山貞雄
石田和也
星尾日明
齊田勇志
遠山和広
関口豊

金森正博

略語は答弁書の例による。

| 号証 | 標目 (作成者) | | 作成 年月日 | 立証趣旨 |
|------|---|----|----------------|---|
| 乙1 | 官報昭和40年3月29日号 (大蔵省印刷局) | 写し | 昭和 40.3.29 | 鬼怒川における国土交通大臣の直轄管理区間 |
| 乙2 | [逐条解説] 河川法解説 (改訂版) (抜粋) (河川法研究会) | 写し | 平成 18.10.20 | 河川法98条及び河川法施行令53条により国土交通大臣の権限の一部が国土交通省関東地方整備局長に委任されていること |
| 乙3 | [平成29年版] 河川六法 (抜粋) (河川法研究会) | 写し | 平成 29.8.31 | 同上 |
| 乙4 | 国土交通省機構関係法令集平成29年版 (抜粋) (国土交通省大臣官房総務課) | 写し | 平成 29.10.31 | 地方整備局組織規則140条に基づき、鬼怒川左岸3.0キロメートルないし101.5キロメートルの区間についての局長の権限の一部が事務所の所掌事務とされていること |
| 乙5 | 土木用語大辞典 (抜粋) (社団法人土木学会) | 写し | 平成 11.2.15 | 自然堤防の定義 |
| 乙6の1 | 官報昭和41年12月28日号 (大蔵省印刷局) | 写し | 昭和 41.12.28 | 本件指定がされたこと |
| 乙6の2 | 告示平面図 (鬼怒川下流平面図 (鎌庭) 其十) (建設省) | 写し | 昭和 41.12.28 | 本件指定の範囲 |
| 乙6の3 | 告示平面図 (鬼怒川中流平面図 (鎌庭) 其十一) (建設省) | 写し | 昭和 41.12.28 | 本件指定の範囲 |

| 号証 | 標目 (作成者) | | 作成 年月日 | 立証趣旨 |
|-----|---|----|----------------|---|
| 乙7 | 平成27年度・H27鬼怒川下流部流量観測業務中間報告書(抜粋) (株)新星コンサルタント | 写し | 平成 27.11 | 鬼怒川左岸25.25キロメートル地点での痕跡水位はY.P.+22.01メートル,同25.50キロメートル地点での痕跡水位はY.P.+22.13メートルであったこと |
| 乙8 | 鬼怒川堤防調査委員会報告書(鬼怒川堤防調査委員会) | 写し | 平成 28.3 | 本件決壊の原因に関する作成者の報告内容 |
| 乙9 | 河川改修事業における事業の効率性の向上及び透明性の確保について(国土交通省河川局治水課長) | 写し | 平成 22.5.26 | 直轄河川改修事業は河川整備計画を先取りした実施計画であるとか河川整備計画を補完する計画ではないこと |
| 乙10 | 利根川水系工事实施基本計画(建設省河川局) | 写し | 昭和 40.4 | 鬼怒川における河川改修計画の内容及び来歴 |
| 乙11 | 利根川改修改定計画(建設省治水調査会) | 写し | 昭和 24.2 | 同上 |
| 乙12 | 河川事業関係例規集平成29年度版(公益社団法人日本河川協会) | 写し | 平成 29.7.1 | 年超過確率の定義 |
| 乙13 | 利根川百年史(抜粋) (利根川百年史編集委員会) | 写し | 昭和 62.11.24 | 治水安全度の向上と新規水需要に対処するため洪水調節計画及び河道計画の見直しを行ったこと |
| 乙14 | 鬼怒川・小貝川河川整備計画これまでの主な経緯 (関東地方整備局) | 写し | 平成 30.11 | 鬼怒川における河川整備計画策定の経緯 |
| 乙15 | 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領 | 写し | 平成 30.3.30頃 | 直轄河川改修事業の再評価の実施内容 |

| 号証 | 標目 (作成者) | | 作成 年月日 | 立証趣旨 |
|-----|---|----|----------------|--|
| 乙16 | 【逐条解説】河川法解説 (改訂版)(抜粋) (河川法研究会) | 写し | 平成 18.10.20 | 河川区域(河川法6条)及び堤外の土地に類する土地等(河川法施行令1条)の定義等 |
| 乙17 | 中三坂地先測量及び築堤 設計業務報告書(共和技 術株式会社) | 写し | 平成 18.3 | 鬼怒川左岸21.0キロメートル から同岸約18メートル下流の堤 防高は計画高水位を約6センチメ ートル上回っていたこと |
| 乙18 | 平成27年度H27糸繰 川排水機場外点検整備業 務運転管理業務報告書(株 式会社荏原製作所) | 写し | 平成 27.9 | 平成27年9月10日の八間堀川 排水機場における運転管理状況等 |